



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 4 号

平成24年(2012年)11月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | |
|---|-----|
| 目次 | ページ |
| 告 示 | |
| 自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課) | 1 |
| 自転車等を撤去し、保管したことについて (") | 2 |
| 地縁による団体の認可について (市民参画課) | 3 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課) | 4 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について (") | 4 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について (") | 5 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について (") | 5 |
| 子ども金沢市史の売払代金の徴収事務の委託 | |

| | |
|---|----|
| について (生涯学習課) | 6 |
| 公 告 | |
| 予防接種を行うことについて (健康総務課) | 6 |
| 土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課) | 7 |
| 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課) | 7 |
| 開発行為に関する工事の完了について (") | 7 |
| 監査公表 | |
| 監査公表 (第16号) (監査事務局) | 8 |
| 公営企業告示 | |
| 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) | 9 |
| 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") | 10 |

告 示

●金沢市告示第279号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営四十万バス停自転車駐車場
 - 金沢市営木越団地自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊地下自転車駐車場

- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
 - 自転車 130台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成24年10月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市広坂1丁目9番16号
 - 財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成24年11月12日から平成25年2月11日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第280号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

| 自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所 | 保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数 | |
|-----------------------|-----------------------|---------------|
| | 自 転 車 | 原 動 機 付 自 転 車 |
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 15台 |
| | 原 動 機 付 自 転 車 | 2台 |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 4台 |
| 竪町地区自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 5台 |
| | 原 動 機 付 自 転 車 | 1台 |
| 森本駅前自転車等放置禁止区域 | 自 転 車 | 1台 |
| 西念4丁目地内 | 自 転 車 | 2台 |
| 菊川1丁目地内 | 自 転 車 | 6台 |
| 片町1丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 元町1丁目地内 | 自 転 車 | 2台 |
| 戸水1丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 上安原2丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 伏見台1丁目地内 | 自 転 車 | 2台 |
| 安江町地内 | 自 転 車 | 4台 |
| 駅西本町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 八田町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 泉本町4丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 打木町地内 | 自 転 車 | 2台 |

| | | |
|----------|-------|----|
| 横川6丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 千日町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 西金沢3丁目地内 | 自 転 車 | 4台 |
| 寺町1丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 吉原町地内 | 自 転 車 | 2台 |
| 大場町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 片町2丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 中央通町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 暁町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 西泉1丁目地内 | 自 転 車 | 2台 |
| 千木町地内 | 自 転 車 | 8台 |
| 北町地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 大野町4丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 米泉6丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 長坂3丁目地内 | 自 転 車 | 1台 |
| 北安江2丁目地内 | 自 転 車 | 5台 |
| 長田町地内 | 自 転 車 | 1台 |

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年10月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成24年11月12日から平成25年5月11日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
岸川町会
- 2 規約に定める目的
この会は、区域内の住民相互の連絡、親睦、環境の整備、集会施設、神社、墓地、町会が管理する道路、水路の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

| 町の名称 | 字 | 地 番 |
|------|---|----------------------------|
| 岸川町 | チ | 全域 |
| | ニ | 4番1～29番1、40番1～64番1、77番～81番 |
| | ホ | 全域 |
| | ヘ | 全域 |
| | ト | 全域 |
| | リ | 全域 |

- 4 主たる事務所
金沢市岸川町リ3番地1

- 5 代表者の氏名及び住所
穴田 英夫
金沢市岸川町チ67番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年11月12日

●金沢市告示第282号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------|-------|-------|------------|
| 国家公務員共済組合連合会 北陸病院 | 金沢市泉が丘2丁目13番43号 | 整形外科 | 島 洋祐 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 北原 征明 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 小村 卓也 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 岩田 恭宜 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 北島 信治 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 遠山 直志 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 村井 久純 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 外科 | 山口聖次郎 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 外科 | 中村 慶史 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 泌尿器科 | 栗林 正人 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 辻 亮 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 加藤 理紗 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 石川絵里子 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 石川 和也 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 上野 貴雄 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 小森 岳 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 吉田 真也 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 田守亜希子 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 小児外科 | 小川 恵子 | 平成24年9月28日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 脳神経外科 | 宮下 勝吉 | 平成24年9月28日 |

●金沢市告示第283号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 辞退年月日 |
|----------|------------|------|-------|-----------|
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 川口 和紀 | 平成24年4月1日 |

| | | | | |
|---------------|------------|-------|-------|------------|
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 原 章規 | 平成24年4月1日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 内科 | 藤村 政樹 | 平成24年4月1日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 宮腰亜沙子 | 平成24年4月1日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 星田 茂 | 平成24年4月1日 |
| 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 脳神経外科 | 見崎 孝一 | 平成24年4月1日 |
| 石川勤労者医療協会城北病院 | 金沢市京町20番3号 | 小児科 | 高村 昭輝 | 平成24年8月31日 |

●金沢市告示第284号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 指定年月日 |
|-----------------------|-----------------------------|----------------------------------|------------|
| 広岡ラン薬局 | 金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル地下1階 | 有限会社アカシア 代表取締役 中島 正憲 | 平成24年7月1日 |
| 扇が丘薬局 | 金沢市三馬1丁目405番地 | 北嶋 里香 | 平成24年8月11日 |
| クスリのアオキ間明薬局 | 金沢市進和町82番地 | 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志 | 平成24年10月1日 |
| キリン堂金沢駅西薬局 | 金沢市駅西新町2丁目7番34号 | 株式会社キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦 | 平成24年10月1日 |
| ファーマライズ薬局平和町店 | 金沢市平和町3丁目8番21号 | ファーマライズ株式会社 代表取締役 菅野 洋 | 平成24年10月1日 |
| リハビリ型訪問看護ステーション「リハス」 | 金沢市米泉町4丁目81番地3 H S Kビル | 金沢Q O L支援センター株式会社 代表取締役 岩下 琢也 | 平成24年10月1日 |
| ニチイケアセンター笠舞訪問看護ステーション | 金沢市笠舞本町1丁目4番5号 | 株式会社ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊 | 平成24年10月1日 |

●金沢市告示第285号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 辞退年月日 |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|------------|
| シメノドラッグ金石薬局 | 金沢市金石本町口14番地1 | 株式会社示野薬局 代表取締役 示野 義和 | 平成21年3月19日 |
| ヴィッテル薬局 | 金沢市高尾南2丁目183番地 グレイス高尾1階 | 株式会社松田 代表取締役 松田 泰美 | 平成23年2月1日 |
| 広岡ラン薬局 | 金沢市広岡2丁目13番23号 A G Sビル1階101 | 有限会社アカシア 代表取締役 中島 正憲 | 平成24年6月30日 |
| さくらい薬局 | 金沢市金石東1丁目4番38号 | 櫻井 成克 | 平成24年8月2日 |
| 荒木薬局 | 金沢市福久1丁目123番地1 | 荒木 久男 | 平成24年8月13日 |
| 河村栄安薬局 | 金沢市長土堀1丁目14番3号 | 河村 薫 | 平成24年8月21日 |
| 武蔵はなの木薬局 | 金沢市安江町11番15号 | 株式会社ヘリックスケアファーマ 代表取締役 曾我 望武 | 平成24年8月24日 |

| | | | |
|--------|---------------|-------------------------|------------|
| いしびき薬局 | 金沢市石引1丁目7番16号 | 有限会社小立野薬局 代表取締役 瀧本 亨 | 平成24年8月31日 |
|--------|---------------|-------------------------|------------|

●金沢市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、こども金沢市史の売払代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

| 名称及び代表者の氏名 | 事務所の所在地 |
|------------------------|--------------|
| 金沢市図書納入協会の 会長 森井 清城 | 金沢市片町2丁目7番6号 |

2 委託した事務

こども金沢市史の売払代金の徴収事務

3 委託した期間

平成24年11月12日から平成25年3月31日まで

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成24年11月12日から同年12月31日まで。

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

| 予防接種を行う 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | |
|------------------|-------------------------|----------------------|
| | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 廣瀬 達城 廣瀬 みずき | ひろせクリニック | 金沢市戸板第2土地区画整理地内28街区1 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市野田土地区画整理組合
退任した理事

| 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-------|---------------|------------|
| 清水 和夫 | 金沢市野田町へ339番地2 | 平成23年5月9日 |
| 奥村 純吉 | 金沢市野田町レ19番地 | 平成24年6月23日 |
| 田畑 信夫 | 金沢市野田町へ336番地 | 平成24年6月23日 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

| 指定番号 | 指定の 年月日 | 路線名 | 区 間 | | 延長(m) | 幅員(m) |
|-------|-----------------|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------|-------|
| | | | 起 点 | 終 点 | | |
| 第198号 | 平成24年 10月30日 | 3・4・58 戸水直江線 | 金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 13街区20番先 | 金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 13街区28番先 | 71.0 | 16.0 |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 公共施設の種類の種類 位置及び区域 |
|---|---|--|
| 金沢市松村6丁目62番1及び62番3から62番9まで並びに244番1及び269番の一部 | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社第一地所 代表取締役 山岸 宏 | 道路 金沢市松村6丁目62番9 並びに244番1及び269番の 一部 調整池 金沢市松村6丁目62番 8 |
| 金沢市松村6丁目53番1から53番5まで及び265番2の一部 | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社第一地所 代表取締役 山岸 宏 | 道路 金沢市松村6丁目53番5 及び265番2の一部 |

| | | |
|------------------------|--|------------------|
| 金沢市三口町木320番1から320番9まで | 金沢市諸江町26番7号 株式会社アプリケーション 代表取締役 垣内 申治 | 道路 金沢市三口町木320番4 |
| 金沢市寺中町水4番1から4番5まで | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一 | 道路 金沢市寺中町水4番5 |
| 金沢市松村6丁目180番1から180番5まで | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一 | 道路 金沢市松村6丁目180番4 |
| 金沢市福久町水13番8 | 金沢市福久町ヲ148番地 林 俊勝 | |
| 金沢市高尾町ル22番1から22番4まで | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一 | |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年11月12日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 金沢市監査委員 | 篠 | 田 | 健 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀雄 |
| 金沢市監査委員 | 高 | 村 | 佳伸 |
| 金沢市監査委員 | 田 | 中 | 仁 |

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年10月15日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年8月21日（平成18年監査公表第22号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| 一部の小中学校において、受水槽等設備の不備を1年以上放置していたものが見受けられたので、安全管理上、必要な措置を早急に講じる必要がある。 | 指摘のあった受水槽等設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も、受水槽等設備について適切な管理に努めていきたい。 |

2 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年10月15日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年8月13日（平成19年監査公表第19号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| 公有財産の管理に関し、一部の小中学校において、消防用設備及び自家用電気工作物の不備を1年以上放置していたものが見受けられたので、安全管理上、必要な措置を早急に講じる必要がある。 | 指摘のあった消防用設備及び自家用電気工作物の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も、消防用設備及び自家用電気工作物について適切な管理に努めていきたい。 |

3 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年10月15日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日(平成21年監査公表第13号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|---|--|
| 消防用設備等の保守・管理について、一部の小学校において点検時の不備が1年以上放置されているものや法定定期点検が実施されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。 | 消防用設備等の点検の際に指摘された不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も、消防用設備等について適切な保守・管理に努めていきたい。 |

4 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年10月15日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日(平成22年監査公表第15号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|---|---|
| 消防用設備等の保守・管理について、一部の施設において点検時の不備が1年以上放置されているものや消防査察時の不備がそのまま放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。 | 消防用設備等の点検や消防査察の際に指摘された不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も、消防用設備等について適切な保守・管理に努めていきたい。 |

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 71,840円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 62,390円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 71,460円

2 原料価格変動額 7,700円

算式 71,460円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 7,700円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 7,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に6.31円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成24年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合) | 620円 | 233円6銭 |

| | | |
|---|--------|---------|
| B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合) | 640円 | 231円6銭 |
| C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合) | 890円 | 218円56銭 |
| D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合) | 1,000円 | 216円73銭 |
| E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合) | 1,650円 | 211円73銭 |

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成24年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,390円
- (2) 原料価格変動額 25,600円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 62,390円（1トン当たり平均原料価格） = 25,600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,600円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から52.23円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成24年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 369円7銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 359円97銭 |

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,390円
- (2) 原料価格変動額 25,600円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 62,390円（1トン当たり平均原料価格） = 25,600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,600円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から52.23円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成24年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 369円15銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 360円5銭 |

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,390円
- (2) 原料価格変動額 25,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,390円(1トン当たり平均原料価格) = 25,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から52.23円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 347円92銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 338円82銭 |

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,390円
- (2) 原料価格変動額 25,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,390円(1トン当たり平均原料価格) = 25,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から52.23円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 391円53銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 382円43銭 |

平成24年(2012年)11月12日 印刷
平成24年(2012年)11月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄